

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年5月20日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

佐賀県公安委員会規則第8号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号）の
一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条並びに佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法令</u> <u>法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p><u>佐賀県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、<u>情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例等</u> <u>条例及び公安委員会の規則（規程を含む。）をいう。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。) <u>第3条第8号及び情報通信技術活用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。</u></p> <p>(6) <u>処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術活用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、<u>情報通信技術活用法</u>で使用する用語の例による。 (<u>電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の手続</u>)</p> <p>第3条 <u>情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するもの</u>とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。</p> <p>2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から<u>入力し</u>、申請等を行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、<u>情報通信技術活用条例</u>で使用する用語の例による。 (<u>電子情報処理組織による申請等</u>)</p> <p>第3条 情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。</p> <p>2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、当該申請等に係る事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から<u>入力して</u>、申請等を行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により申請等をする者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定により申請等をする者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各</p>

改正前	改正後
<p>号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書</u></p> <p>(3) 略</p> <p>5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてあり、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した<u>法令</u>の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。</p> <p>6 <u>法令</u>の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。</p> <p>7 <u>公安委員会又は警察本部長は、第2項の規定により申請等が行われる場合において、第3項の規定により併せて入力しなければならないこととされている事項について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定する書面等の区分に応じた措置が講じられるときは、当該事項の入力を省略させることができる。</u></p> <p>（電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等の手続）</p> <p>第4条 公安委員会等は、<u>情報通信技術活用法第7条第1項及び情報通信技術活用条例第4条第1項</u>の規定により電子情報処理組織を</p>	<p>号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等をする者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等をする者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてあり、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した<u>条例等</u>の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。</p> <p>6 <u>条例等</u>の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第2項及び第3項の規定により当該書面等のうち<u>一通</u>に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項が入力されたものとみなす。</p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 公安委員会等は、<u>情報通信技術活用条例第4条第1項</u>の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う</p>

改正前	改正後
<p>使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。</p> <p>2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等<u>の内容</u>を公安委員会等の使用に係る電子計算機から<u>入力し、処分通知等を行わなければならない。</u></p> <p>3 前項の場合において、公安委員会等は、<u>公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。</u> <u>(電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等を受ける旨の表示の方式)</u></p> <p>第5条 <u>情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</u></p> <p>(1) <u>処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力</u></p> <p>(2) <u>電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出</u> (申請等に係る<u>署名等に代わる措置</u>)</p> <p>第6条 <u>情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第3条第4項に定める電子証明書に限る。)と併</u></p>	<p>場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。</p> <p>2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等<u>を書面により行うときに記載すべき事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。</u></p> <p>3 前項の場合において、公安委員会等は、<u>当該処分通知等が電子署名を要するものと認める場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。</u></p> <p>(申請等に係る<u>氏名等を明らかにする措置</u>)</p> <p>第5条 <u>情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第3条第4項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等</u></p>

改正前	改正後
<p>せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。</p> <p>(処分通知等に係る署名等に代わる措置)</p> <p>第7条 <u>情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。</u></p> <p><u>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</u></p> <p>第8条 <u>情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合</u></p> <p>(2) <u>申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合</u></p> <p>(3) <u>申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第3条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）</u></p>	<p>を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。</p> <p>(処分通知等に係る氏名等を明らかにする措置)</p> <p>第6条 <u>情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>を行った日から1週間以内にしなければならない。</u></p> <p><u>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)</u></p> <p>第9条 <u>情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合</u></p> <p><u>(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと公安委員会又は警察本部長が認める場合</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能な場合又は処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合</u></p>	<p><u>(電磁的記録による縦覧等)</u></p> <p>第7条 <u>公安委員会等は、情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、公安委員会等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(電磁的記録による作成等)</u></p> <p>第8条 <u>公安委員会等は、情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合は、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録する方法(これに準ずる方法で一定の事項を確実に記録しておくことができるもの</u></p>

改正前	改正後
<p>(電子情報処理組織による手続等の公表)</p> <p>第10条 警察本部長は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる<u>法令</u>の名称及び条項並びに当該使用を開始する日をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 略</p>	<p>を含む。)により行うものとする。</p> <p>(電子情報処理組織による手続等の公表)</p> <p>第9条 警察本部長は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる<u>条例等</u>の名称及び条項並びに当該使用を開始する日をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。